

令和4年第9回安芸市農業委員会定例会議事録

1. 開催日時 令和4年9月27日（火）午後1時32分から2時22分
2. 開催場所 安芸市役所 二階 会議室
3. 出席農業委員（12人）

会長	1番	内川	昭二
会長職務代理者	3番	大久保	暢夫
	4番	川島	一義
	6番	野村	勉
	7番	樋口	なぎさ
	8番	西岡	秀輝
	9番	有澤	節子
	10番	福本	隆憲
	11番	西岡	大作
	12番	山内	芳幸
	13番	栗山	浩和
	14番	小松	豊喜
4. 欠席農業委員（2人）

	2番	野町	亜理
	5番	千光士	伊勢男
5. 出席農地利用最適化推進委員（6人）

安芸	渡辺	禎宏
伊尾木	黒岩	榮之
川北	中平	秀一
土居	入交	大輔
畑山	小松	光正
穴内	長野	榮徳
6. 傍聴者 なし
7. 議事日程

報告第1号	農地法第3条の3届出について
議案第2号	農地法第3条許可申請について
議案第3号	農地法第5条第1項許可申請について
報告第4号	農地法第18条第6項解約通知報告について

- 議案第 5 号 農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画
決定について
報告第 6 号 農地中間管理事業法第 18 条第 7 項の農用地
利用配分計画について
議案第 7 号 非農地証明願について
その他

8. 農業委員会事務局職員

事務局長 大坪 浩久
事務局次長兼振興係長 北村 博昭
事務局農地係長 弘井 恭介

9. 会議の概要

- 議長 これより、本日の会議を開きます。
議事に入る前に事務局が諸般の報告をいたします。
- 事務局長 本日の出欠状況を報告します。
定数 14 人、欠席 2 人、出席数 11 人であります。
欠席委員の 2 番野町委員、5 番千光士委員は、所用のため欠席の届出がっております。また、11 番西岡委員からは遅参の届出がっております。
次に事務の概要報告をいたします。
9 月 13 日に、農地利用最適化交付金及び現地確認アプリ等に関する研修会が開催され、弘井係長がリモートで参加しました。
9 月 20 日に、安芸市担い手支援協議会が開催され、北村次長が出席しました。
以上で、事務の概要報告を終わります。
- 議長 本定例会の日程は、本日 1 日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。
(「異議なし」との声あり)
異議なしと認めます。よって本定例会の日程は本日 1 日と決定いたします。
会議規則第 21 条第 2 項の規定により、議事録署名委員に大久保暢夫委員及び川島一義委員を指名いたします。
それでは、「報告第 1 号、農地法第 3 条の 3 届出について」事務局が説明をいたします。
- 事務局(北村) 「報告第 1 号、農地法第 3 条の 3 届出について」説明させていただきます。
議案書 1 ページになります。

今回は、1件届出が出ています。

届出番号1番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり僧津と井ノ口の17筆で、面積は全部で7,243㎡です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

説明は、以上です。

議長 ただいまの「報告第1号について」、質問、意見等がございましたらお願いいたします。

(質問、意見等なし)

議長 質問、意見等がないようでしたら、これは報告案件ですので、了解いただきたいと思います。

続きまして、「議案第2号、農地法第3条許可申請について」を議題とし、事務局が説明をいたします。

事務局(北村) 「議案第2号、農地法第3条許可申請について」説明いたします。

議案書は3ページからです。

申請番号1番です。

譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり畑山の1筆で、現況地目は畑で、面積は16.52㎡です。

売買による所有権移転の申請で、ユズが作付されております。

所在地につきましては、5ページに地図がございます。

畑山公民館の上段にある農地です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

次に、農地法第3条第2項各号の判断につきましては、A3の農地法第3条調査書で説明します。

まず、全部効率利用要件につきましては、譲受人はユズを栽培しています。今回の申請地では、ユズが作付けされております。

農作業に従事する家族等の状況及び農機具の保有状況等からみて、耕作すべき農地すべてを効率的に利用するものと見込まれます。

次に、農地所有適格法人要件につきましては、譲受人は個人ですので、適用ありません。

次に、信託引受除外要件につきましては、信託ではありませんので、適用ありません。

次に、農作業常時従事要件につきましては、譲受人は、ユ

ズを栽培し、農業を営んでおりまして、農業に従事する予定者、年間310日が1名おります。このため、農作業を行う必要がある年間150日以上の要件を満たすと見込まれます。

次に、下限面積要件につきましては、取得後の農地面積の合計が4,540㎡となりまして、下限面積4,000㎡を超えます。

次に、転貸禁止につきましては、所有権移転売買でありますので、該当しません。

次に、地域との調和要件につきましては、申請地にはユズが栽培されており、地域の防除基準にあった栽培管理を行うため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

これらのことから、この申請につきましては農地法第3条第2項の各号には該当しないため、「許可要件のすべてを満たしている」と考えます。

なお、現地につきましては、9月13日に小松豊喜委員、小松光正委員に確認していただきました。

申請番号2番です。

譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり伊尾木の1筆で、登記地目は田で、面積は750㎡です。

売買による所有権移転の申請で、水稻の作付を予定しております。

所在地につきましては、5ページに地図がございます。

県道大久保伊尾木線沿いで、辻製油株式会社の工場の南西にある農地です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

次に、農地法第3条第2項各号の判断につきましては、A3の農地法第3条調査書で説明します。

まず、全部効率利用要件につきましては、譲受人は、ナス、水稻等を栽培しています。今回の申請地には、水稻を作付する予定をしており、農作業に従事する家族等の状況及び農機具の保有状況等からみて、耕作すべき農地すべてを効率的に利用するものと見込まれます。

次に、農地所有適格法人要件につきましては、譲受人は個人ですので、適用ありません。

次に、信託引受除外要件につきましては、信託ではありませんので、適用ありません。

次に、農作業常時従事要件につきましては、譲受人は、水稻、ナス等を栽培し、農業を営んでおりまして、農業に従事する予定者、年間300日が3名おります。このため、農作業を

行う必要がある年間150日以上の要件を満たすと見込まれます。

次に、下限面積要件につきましては、取得後の農地面積の合計が11,450㎡となりまして、下限面積4,000㎡を超えます。

次に、転貸禁止につきましては、所有権移転売買でありますので、該当しません。

次に、地域との調和要件につきましては、申請地には水稻を栽培する予定がされており、地域の防除基準にあった栽培管理を行うため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

これらのことから、この申請につきましては農地法第3条第2項の各号には該当しないため、「許可要件のすべてを満たしている」と考えます。

なお、現地確認につきましては、9月8日に内川昭二会長、黒岩榮之委員に確認していただきました。

次に、申請番号3番と4番です。

申請番号3番と4番は、譲渡人、譲受人は同一で、申請番号3番は御一人の名義の農地、申請番号4番は共有の農地の持分を親から子へ贈与しようとするものです。一緒に説明させていただきます。

申請番号3番です。

譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり井ノ口の13筆で、登記地目は田で、面積は9,203.22㎡です。

贈与による所有権移転の申請で、水稻、ナス等の作付を予定しております。

所在地につきましては、6ページに地図がございます。

次に、申請番号4番です。

譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり井ノ口の2筆で、登記地目は田で、面積は936㎡です。

贈与による共有持分の所有権移転の申請で、水稻の作付を予定しております。

所在地につきましては、6ページに地図がございます。

いずれも井ノ口、山田橋の南東にある農地です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

次に、農地法第3条第2項各号の判断につきましては、A3の農地法第3条調査書で説明します。

まず、全部効率利用要件につきましては、譲受人は水稻、ナス等を栽培しています。今回の申請地は、水稻、ナス等を

作付けする予定がされております。

農作業に従事する家族等の状況及び農機具の保有状況等からみて、耕作すべき農地すべてを効率的に利用するものと見込まれます。

次に、農地所有適格法人要件につきましては、譲受人は個人ですので、適用ありません。

次に、信託引受除外要件につきましては、信託ではありませんので、適用ありません。

次に、農作業常時従事要件につきましては、譲受人は、譲渡人と水稲、ナス等を栽培し、農業を営んでおりまして、農業に従事する予定者、年間330日が3名おります。このため、農作業を行う必要がある年間150日以上の要件を満たすと見込まれます。

次に、下限面積要件につきましては、取得後の農地面積の合計が15,172㎡となりまして、下限面積4,000㎡を超えます。

次に、転貸禁止につきましては、贈与による所有権移転でありますので、該当しません。

次に、地域との調和要件につきましては、申請地には水稲、ナス等を栽培する予定がされており、地域の防除基準にあった栽培管理を行うため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

これらのことから、この申請につきましては農地法第3条第2項の各号には該当しないため、「許可要件のすべてを満たしている」と考えます。

なお、現地につきましては、9月14日に大久保暢夫委員、西岡大作委員、小松昌平委員に確認していただきました。

以上で、説明を終わります。

議 長

現地確認委員の報告を申請番号1番は、小松豊喜委員、申請番号3番と4番は、大久保暢夫委員、お願いします。

申請番号2番は、私が報告いたします。

1番小松豊喜委員 1番です。9月13日に現地を確認してきました。報告のとおりです。

3番大久保委員 3番、4番です。14日に現地を確認してきました。先ほどの説明のとおりです。

1番内川委員 9月8日に黒岩さんと現地確認してきました。間違いございません。

議 長

それでは、審議をお願いします。

(質問、意見等なし)

議長

別がないようですので、採決をいたします。

「議案第2号、農地法第3条許可申請について」は原案どおり認め、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

全員賛成です。

よって、「議案第2号、農地法第3条許可申請について」は原案どおり認め、許可することに決定しました。

続きまして、「議案第3号、農地法第5条第1項許可申請について」を議題とし、事務局が説明をいたします。

事務局(弘井)

「議案第3号の5条申請について」説明いたします。

今回は1件の申請が提出されております。

議案書は7ページをご覧ください。

申請番号1番。

譲渡人、譲受人、申請地は議案書に記載のとおりで、地目は畑、面積は257㎡で、転用目的は個人住宅の建築です。

場所は、8ページに地図を掲載しています。

併せて現地の写真もお配りしますので、ご確認ください。

場所は、西浜一ノ谷墓地の東にある農地です。

現地確認は、9月9日に川島一義委員、野村勉委員、渡辺禎宏委員にさせていただきました。

次に、別紙のA3サイズの農地法第5条調査書をご覧ください。

1の立地基準、農地性の判断ですが、該当区分はその他の農地にあたりと判断しています。理由は、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地であるためです。

続きまして、2の一般基準です。

検討事項①の理由についてですが、譲受人は現在、実家で夫婦及び子ども2人で生活していますが、子どもの成長に伴い手狭になってきたため、住宅の新築を検討していました。申請地は実家にも近く、子どもの面倒を見てもらうほか、今後の両親の介護も考え、便利であるため、住宅建築地として最適であると判断し選定したものです。他に適した用地が無いとのことで、当該申請地を申請することがやむを得ないと認められます。

資力や信用につきましては、融資証明書の写しを確認し、問題はないと判断いたしました。

遅滞なく転用が行われるかにつきましては、現地調査、申請書類確認の結果、転用は確実にされると判断いたしました。

計画面積の妥当性につきましては、土地利用計画図が提出されており、個人住宅用地として転用面積が妥当であると判断いたしました。

次に、周辺農地への支障についてですが、当該申請地の北側は農地ですが高規格道路の予定地、南側は市道、東側は私道を挟んで宅地、西側は譲渡人所有の農地です。生活排水は浄化槽で処理後、南側市道側溝へ、雨水も同様に南側市道側溝へ排水する計画です。これらのことから転用事業の実施による周辺農地への影響はないと判断します。

特定土地改良事業等関係につきましては、土地改良事業の施行地ではありません。

申請地は、都市計画区域外で、農業振興地域内ですが、農用地区域外となっています。

総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、「転用計画は許可相当である」と判断いたしました。

説明は、以上です。

議 長
4 番川島委員

現地確認委員の報告を、川島一義委員、お願いします。

5 条申請について、現地を確認に行きました。内容については、先ほどの説明のとおりです。

議 長

それでは、審議をお願いします。

(質問、意見等なし)

議 長

別にないようですので、採決いたします。

「議案第 3 号、農地法第 5 条第 1 項許可申請について」は、原案どおり認め、進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長

全員賛成です。

よって、「議案第 3 号、農地法第 5 条第 1 項許可申請について」は原案どおり認め、進達することに決定いたしました。

続きまして、「報告第 4 号、農地法第 18 条第 6 項解約通知報告について」を議題とし、事務局が説明をいたします

事 務 局 (北村)

「報告第 4 号、農地法第 18 条第 6 項解約通知報告について」説明いたします。

議案書は、9 ページです。

届出番号 1 番です。

貸人、借人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり

で井ノ口の1筆です。地目は畑で、面積は710㎡となっております。

当初は、令和3年11月24日から15年間の使用貸借権が設定されていましたが、双方の合意により解約の通知が提出されたものです。

解約後は、次の議案にあります。賃借人と利用権を設定しようとするものです。

説明は、以上です。

議 長

ただいまの「報告第4号について」、質問、意見等がございましたらお願いいたします。

(質問、意見等 なし)

議 長

質問、意見等が無いようでしたら、これは、報告案件ですので、了解いただきたいと思います。

続きまして、「議案第5号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定について」を議題とし、事務局が説明をいたします。

事務局(北村)

「議案5号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定について」説明いたします。

議案書は、10ページからになります。

申請番号1番です。

貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり赤野の農地6筆で、地目は田で、面積は2,755㎡です。

ナスを栽培する予定をしており、貸借期間は10年間で、賃借料は、10アール当たり米7俵代の条件で再設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、13ページに地図がございます。レストラン矢流の北東にある農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の判断につきましては、別紙のA3の農業経営基盤強化促進法に係る利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次に、申請番号2番です。

貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり土居の農地2筆で、地目は田で、面積は3,501㎡です。

水稻を作付する予定をしており、貸借期間は1年間で、賃借料は10アール当たり米1俵の条件で再設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、13ページに地図がございます。

J Aのあき集荷場の南東にある農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の判断につきましては、別紙のA3の農業経営基盤強化促進法に係る利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次に、申請番号3番です。

貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり井ノ口の農地1筆です。

先ほどの報告第4号で合意解約した農地1筆に利用権を設定するものです。

地目は畑、面積が710㎡です。

文旦を栽培する予定をしており、貸借期間は3年間で、賃借料は1万円の条件で新規設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、14ページに地図がございます。

山田集落の東側の山を登ったところにある農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の判断につきましては、別紙のA3の農業経営基盤強化促進法に係る利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

最後に、申請番号4番です。

貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり川北の農地21筆です。

地目は田、面積が7,422㎡です。

ナス、水稻等を栽培する予定をしており、貸借期間は10年間で、賃借料は無償の条件で使用貸借権を新規設定する計画です。

なお、貸付人、借受人は親子で、これまでも一緒に農業を営んでおりましたが、別世帯に住んでいるため、経営農地の面で農地の登録が分かれていましたので、使用貸借権を設定するものです。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、15ページに地図がございます。

江川橋の周辺にある農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の判断につきましては、別紙のA3の農業経営基盤強化促進法に係る利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

なお、現地につきましては、申請番号1番は、野町亜理委員、長野榮徳委員に、申請番号2番は、福本隆憲委員、西岡秀輝委員、入交大輔委員に、申請番号3番は、大久保暢夫委員、西岡大作委員、小松昌平委員に、申請番号4番

は、樋口なぎさ、中平秀一委員に、確認していただいております。

説明は、以上です。

議 長

現地確認委員の報告を申請番号1番は、長野榮徳委員、申請番号2番は、入交大輔委員、申請番号3番は、西岡大作委員、申請番号4番は、中平秀一委員、お願いします。

長野推進委員

現地確認を報告します。申請番号1番の案件については、先ほどの説明のとおりで間違いありません。

入交推進委員

申請番号2番です。先ほどの報告のとおりです。

11番西岡大作委員

申請番号3番です。先ほどの説明のとおりです。

中平推進委員

申請番号4番です。9月8日に現地確認してきました。先ほどの説明のとおりです。

議 長

それでは審議をお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長

別にないようですので、採決いたします。

「議案第5号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定について」は、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長

全員賛成です。

よって、「議案第5号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定について」は、原案どおり決定いたしました。

続きまして、「報告第6号、農地中間管理事業法第18条第7項の農用地利用配分計画について」、事務局が説明をいたします。

事務局(北村)

「報告第6号、農地中間管理事業法第18条第7項の農用地利用配分計画について」説明いたします。

議案書は、16ページになります。

届出番号1番です。

貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり川北の農地1筆で、地目は田で、面積は1,400㎡です。

施設野菜を作付する予定で、貸借期間は約10年間で、賃借料は10アール当たり71,430円の条件で新規設定する計画です。

次に、届出番号2番です。

貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり赤野の農地1筆で、地目は田で、面積は1,186㎡です。

施設野菜を作付する予定で、貸借期間は約3年間で、賃

借料は10アール当たり72,000円の条件で再設定する計画です。

この2件につきましては、7月の定例会で議案として、農地中間管理機構である高知県農業公社に貸し付けることをご審議いただき、ご承認いただきました。このたび、高知県知事から賃借人が決定したことの通知が8月24日に届きましたので、報告するものです。

説明は、以上です。

議長 ただいまの「報告第6号について」、質問、意見等がございましたらお願いいたします。

(質問、意見等なし)

議長 質問、意見等が無いようでしたら、これは、報告案件ですので、了解いただきたいと思います。

続きまして、「議案第7号、非農地証明願について」を議題とし、事務局が説明いたします。

事務局(弘井) 「議案第7号、非農地証明願について」説明いたします。議案書は17ページです。

今回は、4件の申請がでております。

それでは、申請番号1番です。

申請人、申請地は議案書に記載のとおりで、登記簿地目は田、面積は463㎡となっております。

所在地の地図は、18ページに掲載しております。

安芸市民体育館の北約180mにある土地で、現在は住宅が建っております。

現地の写真をお配りいたしますので、ご確認ください。

現地は、昭和53年に住宅を建築し現在に至ります。現地の状況及び名寄帳を確認し、安芸市の非農地証明書発行基準である15年以上を経過しており、非農地の証明が可能であると判断しております。

現地につきましては、9月9日に川島一義委員、野村勉委員、渡辺禎宏委員に確認していただきました。

次に、申請番号2番です。

申請人、申請地は議案書記載のとおりで、登記簿地目は畑、面積は168㎡となっております。

所在地の地図は、19ページに掲載しております。

僧津集会所の北西約320mにある土地で、現在は住宅が建っております。

現地の写真をお配りいたしますので、ご確認ください。

現地は、昭和60年頃に住宅を建築し現在に至ります。

現地の状況及び名寄帳を確認し、安芸市の非農地証明書発行基準である15年以上を経過しており、非農地の証明が可能であると判断しております。

現地につきましては、9月12日に福本隆憲委員、西岡秀輝委員、入交大輔委員に確認していただきました。

次に、申請番号3番です。

申請人、申請地は議案書に記載のとおりで、登記簿地目は田、面積は177㎡となっております。

所在地の地図は、20ページに掲載しております。

僧津集会所の南側にある土地で、現在は雑種地となっております。

現地の写真をお配りいたしますので、ご確認ください。

現地は、昭和40年頃に納屋・物置を建築し、平成9年に取り壊し、以降は雑種地として利用しております。現地の状況及び税務課の証明を確認し、安芸市の非農地証明書発行基準である15年以上を経過していて、非農地の証明が可能であると判断しております。

現地につきましては、9月12日に福本隆憲委員、西岡秀輝委員、入交大輔委員に確認していただきました。

次に、申請番号4番です。

申請人、申請地は議案書に記載のとおりで、登記簿地目は畑、面積は187㎡となっております。

所在地の地図は、21ページに掲載しております。

井ノ口・山田集落にある土地で、現在は雑種地となっております。現地の写真をお配りいたしますので、ご確認ください。

現地は、昭和48年に住宅の付属物として倉庫・車庫を建築し利用していたが、今年6月に取り壊しております。現地の状況及び名寄帳を確認し、安芸市の非農地証明書発行基準である15年以上を経過していて、非農地の証明が可能であると判断しております。

現地につきましては、9月14日に大久保暢夫委員、西岡大作委員、小松昌平委員に確認していただきました。

説明は、以上です。

議 長

現地確認委員の報告を申請番号1番は、川島一義委員、申請番号2番と3番は、福本隆憲委員、申請番号4番は、大久保暢夫委員、お願いします。

4番川島委員

申請番号1番。内容につきましては、先ほどの報告のあったとおりです。

- 10番福本委員 2番と3番です。現地確認をしてきました。報告のとおりです。
- 3番大久保委員 4番です。14日に現地を確認しました。先ほどの報告のとおりです。
- 議長 それでは審議をお願いします。
(質問、意見等 なし)
- 議長 別にないようですので、採決いたします。
「議案第7号、非農地証明願について」は、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手全員)
- 議長 全員賛成です。
よって、「議案第7号、非農地証明願について」は、原案どおり決定いたしました。
- 議長 以上で、議案審議は終了いたしました。
それでは、「その他」の件について、事務局から説明いたします。
- 事務局(北村) 10月の定例会の開催予定についてお知らせします。
来月の定例会につきましては、10月26日火曜日の予定です。よろしくをお願いします。
- 事務局長 私のほうからは、気が早いと思われるかもしれませんが、農業委員と農地利用最適化推進委員の皆さまの任期につきまして、来年の7月19日ということになっております。残り約10カ月でございます。
事務局としましては、経験豊かな委員の皆さまが引き続きお勤めいただきたいと思っておりますが、皆さま個々事情もあると思います。
もし、今限りでと思われておる方につきましては、地域の確認事項もあつたり、ぜひ後任の方に前もってお話を考えていただきたいと思っております。
募集につきましては、来年に入って、今のところ2月1日に発行される広報で募集をかけてはどうかと思っております。
まだ早いなあと思いつつも、時間は来てしまいますので、いろいろと考えていただきたいと思っております。以上です。
- 事務局(北村) すみません。先ほど、来月26日、火曜日と言いましたが、水曜日の間違いです。日は間違いありませんので、曜日が違っておりました。
- 議長 以上で、本日の定例会の日程は全部終了いたしました。

この議事録は事実と相違ないので、農業委員会会議規則第21条第2項の規定により署名する。

令和4年10月26日

安芸市農業委員会
会 長

会議録署名委員

会議録署名委員